

「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正

現行	改正後
<p><b>II. 保険監督上の評価項目</b></p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-6 リスク管理</p> <p>II-2-6-6 資産運用リスク管理態勢</p> <p>II-2-6-6-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握</p> <p>ア. 証券化商品等への投資や期中管理にあたり、<u>格付機関</u>の格付手法や格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。</p> <p>イ.・ウ. (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第300条第1項第9号(特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第38条第6号)関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第234条第1項第4号(特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号)関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第234条第</p>	<p><b>II. 保険監督上の評価項目</b></p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-6 リスク管理</p> <p>II-2-6-6 資産運用リスク管理態勢</p> <p>II-2-6-6-2 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 証券化商品等投資における商品内容の適切な把握</p> <p>ア. 証券化商品等への投資や期中管理にあたり、<u>格付業者</u>の格付手法や格付の意味を予め的確に理解した上で外部格付を利用する等、外部格付に過度に依存しないための態勢が整備されているか。</p> <p>イ.・ウ. (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-3 保険募集態勢</p> <p>II-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 法第300条第1項第9号(特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第38条第6号)関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第234条第1項第4号(特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号)関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. 保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第234条第</p>

現行	改正後
<p>1項第4号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。</p> <p>(ア) 法第110条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値若しくは法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、生命保険会社の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第234条第1項第4号(特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号)関係</p> <p>次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。</p> <p>① 法第110条に規定する業務報告書に記載された数値、法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付機関の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、損害保険会社の資力、信用又は支払い能力等に関する事項を記載すること。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	<p>1項第4号に抵触する行為には次のような行為が考えられる。</p> <p>(ア) 法第110条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値若しくは法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、生命保険会社の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 規則第234条第1項第4号(特定保険契約の場合は、規則第234条の27第1項第1号)関係</p> <p>次に掲げるような保険会社の信用又は支払能力等の表示を行っていないかどうか。</p> <p>① 法第110条に規定する業務報告書に記載された数値、法第111条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、損害保険会社の資力、信用又は支払い能力等に関する事項を記載すること。</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(10)～(16) (略)</p>